

平成25年第3回紀の川市議会定例会 第6日

平成25年 9月27日（金曜日） 開 議 午前 9時27分
閉 会 午前11時02分

◎議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第121号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張工事）
- 日程第2 議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第75号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第83号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第95号 平成24年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第96号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第99号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第100号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第101号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第102号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第106号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第118号 平成25年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）
について
- 議案第119号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第74号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第80号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第81号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第82号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第84号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第85号 平成24年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第86号 平成24年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第87号 平成24年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第88号 平成24年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第89号 平成24年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第90号 平成24年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第91号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第92号 平成24年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第93号 平成24年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第94号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第98号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第103号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第104号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第105号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第107号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第108号 平成25年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第109号 平成25年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第110号 平成25年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第111号 平成25年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第112号 平成25年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第113号 平成25年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第114号 平成25年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第115号 平成25年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第116号 平成25年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第117号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第 97号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 委員会提出議案第2号 紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例
委員会提出議案第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおりに

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開議 午前 9時27分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告なども含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず日程第2で、平成24年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会に審査を付託していた議案第73号について、委員長より審査結果の報告を受け、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

次に、日程第3から第5では、各常任委員会に付託していた案件のうち、議案第97号以外の案件について、常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第6では、分割付託していた議案第97号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承を願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案121号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張工事）

○議長（西川泰弘君） 日程第1、9月24日の本会議で提案説明がりました議案第121号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張工事）を議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号については、委員会付託を省略し、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

ただいま議題となっております議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案121号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張工事）は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、9月6日の本会議で、平成24年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していたものであります。

それでは、平成24年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、平成24年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。きょうは泣きません。

平成24年度の紀の川市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました、議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月10日、11日、12日の三日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑は、2款、1項、7目、企画費では、若者定住促進事業は7,890万円という高額な費用が使っているが、基幹産業の農業に携わる人が何人ぐらいあったのか。また、その成果と費用対効果についてただしたのに対して、定住した人の中に、農業に携わっている人の人数は不明である。固定資産の概要調査から見ると、前年度に比べ23年度は新築戸数が2戸、24年度は10戸とふえているが、人口推移から見ると、

成果と言える数字では出てきていないとの答弁でした。

次に、2款、1項、8目、企業立地推進費では、市独自の企業誘致の取り組みについてただしたのに対し、コンサル等に委託すれば調査をして情報も入ってくるが、今のところはほとんどが県からの情報である。また、パンフレットを作成し、各方面に配布したり、東京ビッグサイトでの企業立地フェアに参加し、三日間北勢田第2工業団地のPRをしてきたとの答弁でした。

次に、2款、1項、19目では、岐阜国体を見て、当市における国体に対する課題は、また民泊に対する考えはないのかとただしたのに対し、施設等の整備に関しては若干心配していたが、新体育館の建設業者が決まったので、その辺はクリアしている。また、民泊は紀の川市ではしないとなっているとの答弁に対し、民泊をしないで選手たちはどこへ泊まるのかと、地産地消を推奨している紀の川市として市内でとれたおいしいフルーツとか食べていただき、帰ってから紀の川市の宣伝していただくのが国体ではないかと再度質問したのに対し、紀の川市では宿舎が賄い切れないので、高野山の宿坊や犬鳴・泉南地域を中心とした宿を想定しているとの答弁でした。

次に、3款、1項、2目、障害福祉費では、障害者虐待防止センターがスタートしているが、通報件数はどこから通報されたのかとただしたのに対し、親戚、事業所、地域住民から3件の通報があったとの答弁に対し、センター設置の啓発方法、通報者に対する苦情の対応について再度ただしたのに対し、広報等により周知していきたい、虐待している当事者にも働きかけてサービスに結びつけていくようにして、円満に解決できるような方法をとっているとの答弁でした。

次に、3款、2項、6目、児童福祉施設費では、保育所再編計画の中で、公立保育所の臨時職員は私立保育所に移行したときには、私立保育所に正職員で受け入れてくれるという説明であったが、実際はどうかとただしたのに対し、公立保育所を民営化とし、公立の保育所の正職員の比率を上げるという説明をしたが、民営化した保育所に正職員の比率を50%以上にさせていただくというお願いしている。採用については、正職員で雇うか、臨時職員で雇うかは、市はそこまで関与できないとの答弁でした。

次に、4款、1項、1目、保健衛生費では、休日の歯科医師の当番制度について、当番医の場所がわからない、岩出市であれば遠いなどの問題であるが、歯科医も内科医や外科と一緒に那賀休日急患センターで行ったらという意見もあるが、市としては歯科医の当番制を今後どのように計画しているかとただしたのに対し、那賀休日急患診療所については、医師会の建物において診療している歯科医師会の建物がないので、各歯科医の診療所で診療しており、毎週場所が変わる状況である。今後、公共施設など利用できる建物があれば、岩出市と中心部に据える検討もしていかなければならないと考えているとの答弁でした。

次に、4款、1項、5目、環境衛生費では、不法投棄については、捨てるはいけないという常識を住民に持ってもらうようにすべきではとただしたのに対し、難しい問題であるが、先進地の事例等も参考にして今後進めていきたいとの答弁でした。

また、不法投棄の監視カメラデータの分析についてただしたのに対し、毎月4回、警備会社で確認して報告をもらっているとの答弁に、再度、毎日点検したほうが不法投棄が少なくなるとの再度ただしたのに対し、性能的にはっきり映る部分がないので、毎日の検証は難しい。カメラを設置することで、不法投棄を抑制する効果もあると思うとの答弁でした。

次に、4款、2項、3目、し尿処理費では、し尿処理料金については、旧那賀地区の直営とその他の地区の料金は現在幾らかとただしたのに対し、直営では18リッター150円、その他は18リッター194円であるとの答弁に、合併して8年にもなるのに、なぜ統一できないのかと再度ただしたのに対し、料金改正については、那賀町区域の人の合意も得られるまでにはかなりの時間が必要である。どのような形で持っていくか検討委員会、または審議会を立ち上げ、早期に統一すべく検討するとの答弁でした。

次に、6款、1項、3目、農業振興費では、産業まつりのあり方についてただしたのに対し、昨年から誘致企業にも案内を出し、宣伝活動もしている。ことしは、産業まつりと2月に開催していた食育フェアも一つにして、農産物の食の大切さ、商工観光の大きなエリアの中で行う予定であるとの答弁でした。

次に、8款、2項、道路橋梁費では、紀の海広域施設組合の周辺対策事業では、搬入路としての新設道路の計画はどこまで進んでいるのかとただしたのに対し、市の計画するルートについては、バンドー化学から7月26日に正式に文書で同意書もらい、現在用地測量業務を発注している。10月には測量が完了し、来年3月までに個々に買収の契約し、26年度、27年度に工事を行うとの答弁でした。

紀の海施設の供用開始には間に合うのかと再度ただしたのに対して、紀の海の操業は27年10月と聞いている。工事のほうは28年3月までかかるので、10月には間に合わないとの答弁でした。

次に、8款、1項、1目、都市計画総務費では、都市計画審議会が4回開催しているが、将来的には都市画区域の見直しについてどう考えているのかとただしたのに対し、都市計画区域は市の意思を踏まえた県が決定するので、今後県とともに相談して検討したいとの答弁でした。

次に、10款、1項、3目、教育諸費では、教育委員会で把握しているいじめ件数と不登校の人数はとただしたのに対し、いじめについては、本人がちょっといじめられたと思ったものも入れて、小学校では684件、中学校で92件、全て解決に向けて話し合いが行われた状況である。不登校は、小学校で14名、中学校で28名、うち適応指導教室に通っている生徒は24名であるとの答弁に、実際にいじめとして把握している件数は、不登校で適応指導教室に通っていない児童・生徒への対応と不登校を克服した人数はと再度ただしたのに対し、継続して指導しているいじめは3件で、適応指導教室に来ない子どもについては、学校や指導主事からいろいろなアドバイスをし、担任が家庭訪問をして学校とのつながりを継続していくようにしている。不登校の克服については、改善したと思っ

てもまた繰り返すこともあり、正確な人数は言えないとの答弁でした。

次に、10款、5項、6目、図書館費では、打田、貴志川と同じような蔵書数であるにもかかわらず利用状況が打田は3万8,000、貴志川が1万6,000と大きな差が出ている原因はとただしたのに対し、打田のほうが新しい本が入っているのを利用する人も多いとの答弁に、図書館の統合の考えはと再度ただしたのに対し、現在5館ある図書館に新刊書も振り分けて蔵書しているが、効率も悪く、臨時の司書も配置している中、統合していく時期に来ているとのことで、市民の利便性も考え、川から北と南に1館ずつの配置を検討すべきと社会教育委員会などからも意見をもらっているところであるとの答弁でした。

次に、10款、5項、7目、生涯学習推進費では、保田龍門の絵画等について、その資産価値、保管、手入れ方法についてただしたのに対し、絵画19点、彫刻3点の購入価格が1,745万円で、ふるさとセンターの倉庫に保管してある。特に手入れなどはしていないとの答弁に、手入れをしていないということだが、高価なものが虫に食われたり、破損していたらどうするのか。また、年に1回見たり、手入れをしたらどうかと、文化祭に展示することで手入れになったり、呼び込みにもなると思うが、再度質問に対し、施錠のできるところに保管し、余り湿気も持たないであろうと考え、入れて考慮していくとのことでした。展示会では、警備の問題もあるので費用がかかるが、なるべく展示するように対応していきたいとの答弁でした。

次に、歳入では、新庁舎の自動販売機について、どこで契約しているのか、どのくらい収入があるのかとただしたのに対し、自動販売機の設置は申請により許可し、申請するのは公募している。市内の福祉団体を最優先に、2番目は市内業者、3番目は自動販売機を取り扱う業者の順に希望する設置場所を許可している。収入は、設置場所の使用料として1平方メートル未満、月3,000円、1平方メートル以上は月6,000円で、福祉団体は申請により毎月使用料は免除してるとの、売り上げによる収入はないとの答弁でした。

次に、ふるさとまちづくり寄附金について、何件あったのか、どのような特典が寄附者にあるのかとただしたのに対し、8人から89万5,000円の寄附があり、お礼については特典がないとの答弁でした。

次に、歳入歳出全般にわたる質疑では、合併して8年、旧町ごとにいろいろな建物が5つあるが、その統合について基本的な考えはとただしたのに対し、市としては類似施設でできるだけ統廃合するという考えで、行財政改革の中でそれを進めるといって決定しているが、現実的に進んでいない状況である。施設を取り壊したりするには、利用している地域の方の理解が必要で、理解していただいた上で統廃合を進めていきたいとの答弁でした。

以上、委員会における審査の主な内容であります。

慎重審議の結果、議案第73号、平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しております。

これで、報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第73号についての反対討論。

5番 吉田隆三郎君の発言を許可いたします。

吉田君。

○5番（吉田隆三郎君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

決算で明らかになりましたが、紀の川市の財政力指数は0.45で、前年度より0.02ポイントの低下、経常収支比率は93.4%で、前年度より3.2ポイント高く、地方債は、前年度より8億円の増で351億円となっております。

これらの結果を見て、財政的に厳しい状況と判断される見方もあります。しかし、基金残高は127億円と、県内でも2番目に多く、7年間でこれほど多く積み立てたところはありません。地方債は351億円は、合併特例債分は7割が交付税として算入され、全体として半分以上は交付税として返ってくるようになっております。平成24年度決算におきましても、公債費元利償還金46億円のうち23億9,000万円、51.9%が交付税で返ってきていると答弁がありました。将来負担率44.3は、監査委員の評価におきましても、良好であると報告されております。

平成28年度より交付税が算定外で減らされる、それに備えた財政運営が必要と、予算は総額配分、枠配分の方式の中で、全部門にわたり縮減を前提として組まれてまいりました。その結果として、市民生活やサービスにまで影響し、関係者の間でも市にはお金がないから仕方がないといった悲観的な意見から、合併したから仕方がないんだと話をされる人も少なくありません。将来を見通した財政計画、効果的な予算の組み方は当然のことではありますが、市民にとりまして大切で必要な予算、将来に期待する予算は、市民目線で考えることが必要であります。

まずは、人事管理費では、職員の健康管理、メンタルチェック等の適切な取り組みとしまして、法律で労働安全衛生委員会の設置を義務づけされています。いまだに検討中であるとの答弁でありましたが、設置にためらいがあるのか、迅速に進められないのはなぜか疑問に感じるところであります。

企画費では、若者定住促進事業は成果もあり、インパクトのある事業として評価するものであります。一方、土地開発公社への経営支援として、毎年2億円が支出されています。北勢田第2工業団地が完売できれば、支援はなくなると答弁がありました。

その企業誘致の取り組みですが、県の情報が唯一の頼りで、市独自の情報収集や調査もなく、誘致活動に積極的が感じられません。また、デフレ景気が続く中、実現性に乏しい状況、見通しもない中で、2億円の経営支援を続けることや企業立地推進費1,100万円の成果のない支出は、市民の理解は得られるものではありません。

長期総合計画策定に関しては、審議会で審議を尽くされた上で、なおかつコンサルタント会社に作成を委託しています。第三者の意見を重視することを強調されていますが、コンサル業者の意見や策定で、人口がふえたり市が発展した自治体はあるのでしょうか。紀の川市の独自性を調査し、人口対策を柱に、深く研究することが求められています。

自治振興費では、地区集会所は災害時の一時的な避難場所として位置づけられました。判断としては正しいものと思います。しかし、集会所にはトイレもないところや耐震化もされていない整備が不十分な集会所がたくさんあります。現在の地区集会所補助要綱が壁になっていて、地元では対応できないでおります。市の財政的な保証もないまま、市民の安全を地元へ託すだけでは、安心・安全のまちづくりとは言えません。

児童福祉の学童保育の件ですが、運営は保護者会や運営委員会によって行われております。保育水準を高め、安定した運営、統一した保育基準、指導員の研修等の課題から、早急に連絡協議会を設立することについて、市も積極的にかかわっていくことを指摘いたします。

保育所の件ですが、保育士の正職員の割合が半分以下と低くなってきております。臨時職員は身分も不安定で、待遇も悪く、行政が非正規雇用の拡大を進めることは認められません。

また、公立保育所を財政的な判断を最優先に置いて民営化に進めていくことは、児童福祉法が示す自治体の自主責任を民間に託すことになり、行政にとって安上がりを目指す目的とした保育行政に反対するものであります。どの子どもにも同じサービス、行き届いた保育を行うのは自治体の責任であり、それを曖昧にすることは認められないものであります。

次に、林業振興費で、猟友会の補助金が年々減らされております。会員も少なくなってきたことが原因としていると思いますが、作物被害防止に大きな役割を果たされております。会員の育成や将来を考えた上で、補助金のあり方を考えるべきであり、削減は認められません。

道路橋梁費で、道路修繕では、地元からの要望に対し、実施率が35%にとどまっております。地元役員の方々も、地元要望として数ある中で絞った上で出された要望箇所に予算化されなかったときは、地元と板挟みのような状態で悩んでおられます。市内の業者にとってもありがたい仕事であり、予算をふやして市民要望に応えるべきだと思います。

都市計画総務費の木造住宅耐震化事業は、全く成果の乏しい事業であります。定住促進や公共下水道の普及で生じる家屋の改修のように、リフォーム助成は市民が求めているところであり、耐震化とともにリフォームについて検討し、効果が期待できる事業に見直すべきと考えます。

教育費についてですが、小・中学校の現場の意見や要望に応えた予算決算になっておりません。例年、児童・生徒1人当たりの予算確保に努めているとの答弁であります。現在の教育に必要なこととして出されているわけで、現場教職員が真摯に取り組まれた上での判断であることも考えないと、必要な教育の機会を失うことにもつながります。1人当たりの予算計上に問題が生じております。教育を守り、充実させることを指摘いたします。

粉河中学校の移設改築の件ですが、地元との和解が得られないまま進められました。移設は、粉河地区にとりましては歴史的な判断が生じる問題でありまして、意見の違いは当然出てまいります。行政上、正しいと判断されても、地元にとっては理解できないこともあるわけがございます。地元との協議が熟議されていなかった経緯がありました。一点でも共通の認識を見出し、さらに協議を進めるといったプロセスが大切であったと思います。

行政が進める全ての事業は、市民のためのものであり、市民との話し合いを避けるやり方は反省すべきと思います。決裂の結果は、歴史に禍根を残しました。また、周辺の整備や通学道路や、その確保、安全対策もこれからといった場当たり的な進めに対し、反対するものであります。

社会教育費関係ですが、生涯学習を宣言している紀の川市でありながら、各種団体の補助金を減らし、活動に制限をかけていることを指摘いたします。生涯学習は、生涯にわたって続けられる学習活動で、市民の学習意欲は楽しさ、喜び、生きがいを通して、まちづくり、人づくりに大きく貢献している活動であります。補助金を削って活動の芽を摘むやり方を改め、むしろふやして市の活性化を期待するものにすべきと考えます。

いろいろ意見を述べましたが、市にはお金がないのではなく、使わないでためて127億円にもなっていることであります。将来を見通した上でも、少しばかりの運用で市政は大きく変わることであります。

冒頭で述べましたように、平成24年度の財政指標は良好であります。経常収支比率の中の人件費比率も24%台で、県下9市の中でも8番目と低く、職員の削減を総合的に見直すことも含めて、反対の討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（登壇） おはようございます。

議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について。

私は、ただいま議題となっております議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入についてであります。景気の低迷、また土地価格の下落等により、市税が去年に引き続き減収となっているものの、市税全体の収納率は昨年より1.0%アップし、過去最高の収納率を達成しています。税回収機構への職員派遣、夜間・休日の納付相談等、税収確保に努められた成果と考えます。市税は、自主財源の根幹をなすものであります。今後も税収の確保に努めるとともに、ふるさとまちづくり寄附金の受け入れ拡大対策など、

他の部署においても歳入確保への調査研究を行っていただきたく思います。

次に、歳出についてですが、平成24年度において新庁舎建設や粉河中学校移転改築事業などもあり、また教育施設の耐震化、井田中ノ才線ほか幹線道路網の整備など、紀の川市のまちづくりに必要な事業が行われました。

また、若者定住促進事業や子育て支援対策事業など、各部署において人口増加対策に取り組まれています。

保健福祉の面においては、障害者虐待防止センターの創設、高齢者訪問理髪サービス、がん検診啓発事業などの施策が行われ、住民福祉の向上に努められていることは評価すべきと考えます。

紀の川市の人口は、合併時に比べ、平成24年度末で3,200人が減少しています。国全体の人口が減少している中、減少に歯どめをかけるのは難しい状況にありますが、長期総合計画の将来目標人口7万人を目指し、人口増加対策事業、産業振興事業、基盤整備事業等、平成24年度の各施策の成果を十分分析・研究を行い、各部署における連携を強化し、今後の事業を展開されることを切望して、議案第73号に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第73号 平成24年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第75号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第75号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第75号の1件であります。委員会は、9月17日、本庁6階委員会室1において、全員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

慎重審議の結果、特に質疑もなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております議案について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第75号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第119号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第4、議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第119号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの14議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました14議案については、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しております

ので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案は14議案であります。委員会は、去る9月18日、本庁舎6階委員会室1において、委員全員の出席を得て開催し、付託された案件について、当局から説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました14議案のうち、議案第76号、議案第78号、議案第79号については、賛成多数、その他の議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、滞納している方が資格状況証明書で受診した際の窓口負担がつかうために、医療機関にかかることをためらう状況を生み出していないかとただしたのに対し、とにかく納税相談に来ていただき、少しずつでも納税するなど前向きな姿勢を見せていただければ、保険証は渡すようにしているとの答弁でした。

また、不納欠損処理件数と理由をただしたのに対し、処理した件数は、納期単位で1,953件であり、理由は、生活困窮、自己破産、相続放棄、居所不明、時効などであるとの答弁でした。

次に、議案第78号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、短期証の該当者数や滞納処分についてただしたのに対し、短期証の該当者数は12名で、窓口でのとめ置きはない。滞納処分も平成24年度はなかったとの答弁でした。

次に、議案第79号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、滞納者への給付制限についてただしたのに対し、月に3名程度給付制限の対象となっている。給付制限がかかると、本来1割負担が3割負担になったり償還払いになってしまうとの答弁でした。

次に、議案第83号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、雑入に対してただしたのに対し、高野浄水場が落雷被害に遭った際の損害保険金と平成23年度の消費税・地方消費税還付金と還付金加算金であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております14議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第76号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可をいたします。

石井君。

○14番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計決算の認定に対する反対討論を行います。

反対の理由の一つ目は、国民健康保険税の負担が、加入世帯にとって余りにも大きいのしかかっているということです。毎回紹介する事例ですが、紀の川市の今の賦課割合では、例えば年収300万円、40歳以上の夫婦と子ども二人、固定資産税5万円の家庭では、35万900円の国保税になり、収入の10%を超える負担となっています。これは、同じ年収でも和歌山の協会健保が本人負担18万492円なのに対し2倍近い負担です。このような負担が、平成19年の賦課割合の改定からずっと続いています。加入者は、何とかしてこの国保税を用意することになります。

厚生常任委員会の審査では、10万円以上の滞納世帯が796世帯あり、1,953件、2,118万円の不納欠損処理も行ったということであり、国保税の負担を軽減するために、ほかの自治体でも行われている一般会計からの繰り入れを行う判断をするときが来ていると考えます。

さらに、滞納世帯に対する短期証の発行やその窓口とめ置き、窓口相談に来ても保険証ではなく資格状況証明書を渡すなど、税を納められずにある世帯に対するペナルティとも言える対応も問題です。国民皆保険制度は、誰でも保険証一枚で医療にかかれるようにする制度であるはずですが、紀の川市が保険証が手元にない人をつくっていることは、医療の受給権を制限するもので、滞納処分とは分けて考えるべきです。

国民皆保険制度の中で、国保はそのほかの医療保険に入れない人にとっての最後の砦であり、紀の川市が保険者です。税の負担の軽減と保険証がない人をつらない対応を求めて、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（登壇） ただいま議題となっております議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

長引く景気低迷の中、高齢化の進展に加え、医療技術の進歩など国保運営を取り巻く環境は厳しくなるばかりと察しますが、国保の脆弱な構造を補うものとして、法定に基づく一般会計からの繰り入れ措置、また国民健康保険税の収納率については、現年分で一般退職合わせて94.53%と、前年度比較で0.56ポイントの上昇という結果を得て、収

入の確保に努められています。

さらに、滞納世帯に対しては、短期被保険者証の発行による納税相談業務の充実を図っており、評価するところであります。また、保険事業として、保険者に義務づけられた特定健康診査への取り組み、加えて脳ドック受診者への助成やレセプト点検の実施など積極的に取り組んでいる経営努力もうかがえます。

今後、さらに紀の川市国保事業の財政安定化を図るため、最大限に国保事業運営基金の活用も図りながら、法定に基づく一般会計からの繰り入れ措置、医療費の適正化、国保税の収納率向上、保険事業の充実等により一層の経営努力を重ねることを強く要望いたします。賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第78号についての反対討論。

19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 議案第78号 平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の廃止が先送りされて、平成23年度と比べて保険料が値上がりされたもとでの決算となっております。人生を重ねてくれば、個人差はありますが、健康を害したり、時にはけがをすることが多くなることから、医療費のかかる75歳以上の人だけを切り離した制度を設け、別会計にして、医療費がふえればふえるほど負担がふえ、その痛みを高齢者の方に自覚させるところに、この制度の大きな問題点があるというふうに考えます。

年齢で高齢者を分けるような、このような制度は廃止をして、もとの老人保健医療制度に戻すことを求めて、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（登壇） ただいま議題となっております議案第78号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年にスタートした国の制度であります。紀の川市におきましては、現状の法令に基づき、忠実に事務の遂行が行われ、平成24年度決算内容については適切に運用されているものと判断します。今後も、高齢者が安心して医療が受けられるよう、スムーズな事務運営に万全を期していただきますよう申し添え、賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第79号について、反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議案第79号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘

定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

24年度決算は、第5期の計画期間の1年目の決算となります。第4期と比べると、基準額で年額3,700円増の6万円となり、6段階以上の方に対しては最大1万2,700円の負担増です。保険料設定が実質11段階である点は評価しますが、それでも保険料の負担は被保険者にとって重たいものであります。加入者の収入の中心は、年金所得です。24年度には年金の引き下げが行われており、その中で医療保険やこの介護保険料を負担しなければなりません。受益者負担の考えに基づき、社会保障予算が抑えられている中で、必要な方にその人に合ったサービスが提供された保険料負担とともに利用料の軽減など、市独自の施策が必要と考えます。

抜本的には、国庫負担割合をふやすことが解決策だと考えますが、市も一般会計からの独自の繰り入れをし、保険料負担を抑える。また、24年度も一件もなかったとのことですが、減免制度の運用を図るなど軽減施策を実施すべきであると考え、本決算に反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（登壇） 私は、議案第79号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成24年度は、第5期介護保険計画の初年度に当たり、保険料は標準では6段階とするところを紀の川市は低所得者の保険料を考慮し、第4段階の特例を含み、11段階の所得段階層の設定がされています。

歳入においては、収納率向上に努力され、前年度よりも0.2%も向上しています。歳出では、サービス受給者の増加及び介護報酬の改定に伴い、サービス給付費が増加していますが、介護給付費準備基金を有効活用し、健全な財政運営に取り組んだ決算状況は評価すべきと考えます。

今後は、介護や生活支援といったサービスを必要とする高齢者の増加も予想されますので、事業の健全な発展や利用者の利益の保護を総括的かつ効率的に提供されるよう一層の努力を望むところです。

以上、申し上げましたが、本会計決算の認定については、適正な予算の執行が行われたものと評価し、賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第76号の採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第76号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第77号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第78号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第78号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第79号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第83号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第95号 平成24年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員会審査報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第96号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員会審査報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第99号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第100号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第101号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第102号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第106号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第118号 平成25年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第119号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第 74号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について から
議案第117号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第
1号）について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第5、議案第74号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第117号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの30議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました30議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました30議案について、去る9月19日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

審議の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第80号から議案第82号までの3議案については、公共下水道と特定環境と農業集落排水の3会計で使用料に差があるのか。また、今後、受益者に対して平等にしようという考えはとただしたのに対し、3会計とも使用料は異なっている。公共下水道は、国土交通省で行って地方公共団体が事業主となっている。農業集落排水は農水省の事業で、地域と市が一体となっている。根本的にもとからの採択基準も違えば、考え方も違う。特環については、近い将来、公共下水道に接続する中で大変難しい課題で、今後検討していくとの答弁でした。

また、長山処理場の老朽化に対する考えはとただしたのに対し、長山処理区も公共下水道の全体計画の区域に入っている。機械等悪くなった時は、大がかりな修繕なしに公共下水道に接続することで解決していきたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております30議案について、討論を行います。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） ただいま議題となっております30議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第74号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会の審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第80号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第81号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は、認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第82号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第84号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第94号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第84号から議案第94号までの11議案については、委員会審査報告は認定とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号から議案第94号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第98号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第103号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第104号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第105号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第117号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第107号から議案第117号までの11議案について、委員会審査報告は、可決とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号から議案第117号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第97号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第6、議案第97号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたのものであります。

それでは、各委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第97号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管部分について、委員会は去る9月17日、本庁6階委員会室1において、全員の出席を得て開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案に対する質疑はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員に付託されました議案第97号のうち、当委員会の所管部分について、去る9月18日、本庁舎6階委員会室1において、委員全員の出席を得て開催し、当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審議の結果、議案第97号のうち、当委員会の所管部分について、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

3款、民生費、1項、社会福祉費、13目、介護保険費、19節、地域介護福祉空間整

備等施設整備交付金3,000万円の事業内容についてただしたのに対し、全額国庫補助で、実施主体は社会福祉法人一麦会である。粉河駅前の山崎邸を活用し、高齢者・障害者福祉の増進や地域活性化の推進を図るための「集いあう拠点づくり」が目的である。

内容は、ヨガ・手芸・囲碁・将棋などの教室の開催やコミュニティーカフェや伝統料理を振る舞うレストランの運営、また各種福祉の相談窓口の設置などを行うとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員に付託されました議案第97号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管部分について、去る9月19日、本庁舎6階委員会室1において、全員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

審議の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会審査報告を終わります。審議、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第97号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、各委員会の審査報告は、可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会提出議案第2号 紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例
委員会提出議案第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第7、委員会提出議案第2号 紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例と委員会提出議案第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の2議案を一括議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

まず、委員会提出議案第2号についての提案説明。

議会運営委員会委員長 松本哲茂君。

○7番（松本哲茂君）（登壇） それでは、私から委員会提出議案第2号の提案説明を行います。

委員会提出議案第2号 紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

当議案については、委員会において全会一致いたしましたので、委員会提出議案として提出いたします。提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、次回の紀の川市議会議員一般選挙後の議員定数が、現行の「24人」から「22人」に減少することに伴い、厚生常任委員会及び産業建設常任委員会の定数を「8名」から「7名」に改正するためであります。

改正の内容は、第2条第2項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改めるものであります。

附則として、施行期日は、次の一般選挙からとし、経過措置として、施行の際に現に在職する委員は、改正後の本条例の規定にかかわらず、当該任期中は在職するものとしております。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 続いて、委員会提出議案第3号についての提案説明。

総務文教常任委員会委員長 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） ただいま議長から指名がございましたので、委員会提出議案第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、総務文教常任委員会でございます。

本議案は、総務文教常任委員会として、全会一致で提案することに決定いたしましたので、委員会提出議案として提案いたします。

提案理由ですが、当該意見書につきましては、全国市議会議長から提出について検討していただきたいとの御依頼がございました。

地方税財源の充実確保につきましては、全国市議会議長会はじめ、地方六団体の要望運動を行っているところです。地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方の税収低迷などにより厳しい状況が続いております。基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行い、また地方が地域経済の活性化などの施策を実施するためには、地方税財源が必要不可欠であります。

紀の川市の財政事情も大変厳しく、地方税財源の確保は最重点要望事項であると思われますので、当議会としては国に対して強く求めるため、当該意見書を提出するものであります。なお、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、経済財政政策です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これで、私の報告は全て終わります。長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、委員会提出議案第2号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第2号について、討論ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第2号 紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、委員会提出議案第3号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第3号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第3号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第9、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 一言御礼申し上げたいと思います。

8月30日から本日まで、9月定例議会、24年度の決算並びに25年度の補正、盛りだくさんの案件、委員会ははじめ皆さん方にはいろいろと御協議をいただき、提案させていただきました案件につきましては、全て承認をいただきました。ありがとうございました。

またなお、前々から計画中の鞆淵・細野地区への水道、麻生津簡水のところから本年度より始めていくということで、3億円余りの承認をいただきました。4年計画で進めていくということでもあります。

また、市の体育館につきましては、いろいろ諸物価等高騰の中で、一度は入札の失敗に終わりましたが、再度入札の結果、奥村組さんが受けていただくことになりました。27年度の国体に向けて、新しい市民体育館ができ上がるものと期待をいたしております。

また、皆さん方におかれましては、12月10日まで任期がございますけれども、この本会議場での会議は最後になるかと思っております。8年間、議員として合併後頑張っていたいただき、11月の選挙には勇退される方もおられるようでございます。本当にありがとうございました。

なお、引き続き議員として頑張っていただけ皆さん方には、ぜひとも11月の選挙では見事優秀な成績で当選をしていただきまして、紀の川市発展のために頑張っていたらと思っておりますし、勇退される皆さん方も、なおもちろん市民でございますので、いろいろな立場で市の発展に御協力をいただきますように、まだ先ほど申し上げましたが、12月10日までは議員として御活躍をいただかなければなりませんけれども、この本会議場での審議が最後になるかもわかりませんので、一言つけ加えて、「ありがとうございました」ということを申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） それでは、平成25年第3回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る8月30日に開会し、本日までの29日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、現任期最後の定例会を無事終了することができました。議長となって2年間、議員各位の御協力のもと、円滑に議会運営ができましたこと、心から感謝申し上げます。

早いもので、我々議員として2期目の任期もあとわずかとなってまいりました。残された期間、最後まで議員活動に精励されますとともに、市民の審判を得て、再度この議場でお会いできることを祈念して、閉会の挨拶といたします。

御苦労ささんでございました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成25年8月30日招集の平成25年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さんでした。

（閉会 午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員